

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年旭医大達第165号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>(勤務間インターバル) (新設)</u></p> <p><u>第10条の2 学長は、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）において診療に従事する医師のうち、時間外労働又は休日労働の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められるものについては、勤務シフト等で予定された1日の勤務終了後から次の勤務の開始までに連続した休憩時間（以下「勤務間インターバル」という。）を与えなければならない。ただし、やむを得ない事由による時間外労働又は休日労働を命じた場合は、この限りではない。（新設）</u></p> <p><u>2 前項ただし書きの規定により、勤務間インターバル中に時間外労働又は休日労働を命じた場合は、その時間数に応じて、事後的に休憩時間（以下「代償休息」という。）を付与しなければならない。（新設）</u></p> <p><u>3 この規程に定めるもののほか、勤務間インターバル、代償休息等に関し必要な事項は別に定める。（新設）</u></p>	<p>(略)</p>

(略)

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）（略）

別表第2（第11条第3項関係）

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教員（裁量労働時間制適用者を除く。）	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		早出A	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
		早出B	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
		早出C	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
		遅出A	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
		遅出B	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分
		遅出C (新設)	10時00分 (新設)	18時45分 (新設)	12時00分～13時00分 (新設)
		遅出D (新設)	10時30分 (新設)	19時15分 (新設)	12時00分～13時00分 (新設)

(略)

別表第1（第3条第2項関係） 略

別表第2（第11条第3項関係）

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教員（裁量労働時間制適用者を除く。）	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		早出1	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
		早出2	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
		早出3	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
		遅出1	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
		遅出2	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分

		<u>遅出E</u> (新設)	<u>11時00分</u> (新設)	<u>19時45分</u> (新設)	<u>12時00分～1</u> <u>3時00分</u> (新設)					
		<u>遅出F</u> (新設)	<u>11時30分</u> (新設)	<u>20時15分</u> (新設)	<u>12時00分～1</u> <u>3時00分</u> (新設)					
		<u>遅出G</u>	13時00分	21時45分	19時00分～2 0時00分	<u>遅出3</u>	13時00分	21時45分	19時00分～2 0時00分	
		<u>遅出H</u> (新設)	<u>13時30分</u> (新設)	<u>22時00分</u> (新設)	<u>19時15分～2</u> <u>0時00分</u> (新設)					
※上記に加え、病院救命救急センター勤務の医師は右記の勤務有		<u>16勤A</u>	16時00分	翌9時00分	19時30分～2 0時00分, 0時 00分～0時30 分, 4時00分 ～4時30分	※上記に加え、病院救命救急センター勤務の医師は右記の勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	19時30分～2 0時00分, 0時 00分～0時30 分, 4時00分 ～4時30分
		<u>16勤B</u> (新設)	<u>15時30分</u> (新設)	<u>翌8時30分</u> (新設)	<u>19時30分～2</u> <u>0時00分, 0時</u> <u>00分～0時30</u> <u>分, 4時00分</u> <u>～4時30分</u> (新設)					
		<u>16勤C</u> (新設)	<u>16時30分</u> (新設)	<u>翌9時30分</u> (新設)	<u>19時30分～2</u> <u>0時00分, 0時</u> <u>15分～0時45</u> <u>分, 4時00分</u> <u>～4時30分</u>					

				(新設)
※上記に加え病院NI CU病棟勤務の医師は 右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分
※上記に加え, 病院H CU病棟勤務の医師は 右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分
※上記に加え病院IC U病棟勤務の医師は右 記勤務有 (新設)	16勤 (新設)	16時00分 (新設)	翌9時00分 (新設)	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分 (新設)
※上記に加え, 麻酔科 蘇生科勤務の医師は 右記勤務有	16勤A	16時00分	翌8時30分	23時45分～0 時45分
	16勤B	17時00分	翌9時30分	23時45分～0 時45分
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

4 上記表中の医師の16勤については, 日中における通常業務より労働密度が低いことから, 急患対応がない場合や深夜, 早朝などにお

※上記に加え病院NI CU病棟勤務の医師は 右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分
※上記に加え, 病院H CU病棟勤務の医師は 右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分
※上記に加え, 麻酔科 蘇生科勤務の医師は 右記勤務有	16勤1	16時00分	翌8時30分	23時45分～0 時45分
	16勤2	17時00分	翌9時30分	23時45分～0 時45分
	深夜	00時00分	8時45分	3時30分～4 時30分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

いて、上記の休憩時間の他、別途、休憩又は仮眠の時間を設けるものとする。（新設）

別表第3～4（略）

以下の理由により規定に改正を行うもの

- ① 医師の働き方改革への対応として勤務間インターバルについて明記する。
- ② 医師の勤務時間を新たに設定する。

別表第3～4（略）